

1 募 集

1 応 募 資 格

長崎県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者選抜に出願することができる者は、次のア、イのいずれにも該当する者とする。

ア 令和7年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。）の住所が県内にある者

※注意事項

いったん入学を認めた後でも、応募資格に該当しないことが判明した場合は、当該県立中学校長は入学を取り消すことができる。

2 募 集 定 員

長崎県立長崎東中学校	120名
長崎県立佐世保北中学校	120名
長崎県立諫早高等学校附属中学校	120名

各県立中学校において、募集定員に対する男女の割合は、原則としてそのいずれかが60%を超えないものとする。

3 通 学 区 域

通学区域は、長崎県立中学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、長崎県全域とする。

2 志願の手続き

1 志 願

- (1) 県立中学校への入学志願は、1校に限るものとする。
- (2) 複数の県立中学校に志願をしているときは、県立中学校長はその受検を停止させ、又は、入学許可後において入学を取り消すことができる。
- (3) 志願にあたっては、クラウドサービスを用いたデジタル採点を行うことに承諾したうえで出願すること。なお、不明な点は高校教育課に問い合わせること。

2 県外からの入学志願（「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」等）

- (1) 資 格
次の各項のいずれかに該当する者とする。
 - ① 保護者の住所が本県にある者
 - ② 入学時に保護者が本県に居住する見込みの者
- (2) 志願の手続き
前項の志願者は、「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」（以下「県外特殊事情承認願」という。）を1通、及び上記の「(1)資格」を証明するもの（本県における住民票の写し又は本県への転勤証明等）1通を本県教育庁高校教育課長あてに提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- (3) 「県外特殊事情承認願」の手続き等
 - ① 「県外特殊事情承認願」は、まず在籍小学校長の事実の証明を受けなければならない。
 - ② 志願者は「県外特殊事情承認願」及び「(1)資格」を証明するものを本県教育庁高校教育課長あてに送付する。受付期間は令和6年11月19日（火）から11月28日（木）まで（必着）とする。
 - ③ 「県外特殊事情承認願」の審査の結果は、本県教育委員会から志願者へ通知する。
 - ④ 「県外特殊事情承認願」により特殊事情を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書等に添えて、志願先県立中学校長に提出する。
 - ⑤ その他の手続きは、県内からの志願に準じる。

3 障害等のある受検者への対応

- (1) 障害等があるため、通常の方法による受検が困難と認められる場合、保護者は、事前に在籍小学校長の証明及び必要事項への記入を受けた配慮措置申請書（様式2-2）を、入学願書受付期間（令和6年12月10日（火）～12月16日（月）消印有効）に志願先の県立中学校長に対し、入学願書等に添えて提出する。
なお、障害等の種類や程度により、入学願書受付期間以前においても相談の必要があ

ると判断した場合、保護者は、在籍小学校長の協力のもとで配慮措置申請書（様式２－２）の記載内容と同内容を準備し、県教育庁高校教育課長に対し相談を行うこと。相談は保護者から電話で行って構わないが、必要に応じて、県教育庁高校教育課長から保護者又は在籍小学校長に対して文書（様式任意）での提出を求めることがある。（様式２－２をそのまま用いて記入してもよい。）

- (2) 配慮措置申請書の提出を受けた県立中学校長は、障害等の種類や程度、在籍小学校等における生活状況を勘案し、県教育庁高校教育課との協議を必要とするものについては速やかに公文書にて協議を行った上で、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。県立中学校長は決定した措置について、保護者及び小学校長に公文書で連絡するとともに、検査当日に適切に当該措置を講じるものとする。
- (3) 県立中学校長は、実施した配慮措置について県教育庁高校教育課長に報告する。（報告の詳細については、別途通知する。）

4 入学願書等の作成・提出等

入学者選抜検査の受検に際して、志願者は入学願書等を作成し、当該小学校長は、調査書等の書類を作成しなければならない。これらの書類の作成に当たっては、事実と反することがないように正確を期すること。もし虚偽の記載があった場合は、当該県立中学校長は、その受検又は入学を取り消すことができる。

[1] 入学願書と選抜手数料等

(1) 入学願書等の作成

志願者は、所定の入学願書（様式１－１）、写真票（様式１－２）、受検票等送付用封筒（様式１－３ ４６０円分の切手をはること）、受検票（様式１－６）、領収証書兼原符（様式１－７）及び結果通知用封筒（様式１－４ ４１０円分の切手をはること）を作成する。

なお、写真票にはる写真は、鮮明なものを使用する。

(2) 選抜手数料

志願者は、選抜手数料（２，２００円）を、郵便局の普通為替で納付するものとする。

(3) 配慮措置申請書の作成（上記「3 障害等のある受検者への対応」を参照）

[2] 調査書

志願者は、在籍小学校長に調査書（様式 3 - 1）の作成を依頼する。

調査書については、小学校長は、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を組織して慎重に作成し、厳封して志願者に交付する。

[3] 入学願書等の提出

志願者は、入学願書、写真票、受検票等送付用封筒、結果通知用封筒、受検票、選抜手数料、領収証書兼原符及び調査書等を、志願先県立中学校長に、願書等提出用封筒（様式 1 - 5）により、簡易書留で提出する。持参による手続きは行わないので、郵便事情を考慮し、余裕をもって郵送すること。

[4] 入学願書等の受付期間

入学願書等の志願先県立中学校での受付期間は、令和 6 年 12 月 10 日（火）から 12 月 16 日（月）消印有効とする。

[5] 県立中学校入学願書等の受理

- (1) 県立中学校長は、入学願書等を受理したときは、受検票及び領収証書を受検票等送付用封筒により簡易書留で志願者あてに郵送する。
- (2) いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。

[6] その他

県立中学校長は、志願者から送付された入学願書等に不明な事項や不備があった場合には、作成者等に説明を求めることができる。

3 検 査

志願者は、県教育委員会が実施する選抜のための検査を受検しなければならない。

1 検 査 場

検査場は志願先の各県立中学校等とする。

2 検査の方法及び配点

- (1) 検査は、適性検査、作文及び面接とする。
 - ① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の周りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。
 - ② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。
- (2) 配点は、適性検査を130点、作文を70点とする。
- (3) 面接は、集団面接とする。

3 実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

1 月 12 日 (日)	
時 間	日 程
9:00	集合
9:00～	点検、注意事項伝達
9:40	入室、座席決定、受検票点検
9:50	諸注意、問題配付
10:00～11:00	適性検査
11:00	休 憩
11:30	入室、諸注意、問題配付
11:40～12:25	作文 の検査
12:25	休 憩 (昼食)
13:20	控え室入室、諸注意
13:35～	面 接

4 受検者に対する注意事項（保護者の方は、受検者へ以下のことを周知してください）

[検査前]

- (1) 検査の会場には受検者への注意事項が掲示してあるので、事前に見ておくこと。
- (2) 遅刻すると受検できないことがあるので、早めに集合すること。
- (3) 検査教室には必ず受検票を持参すること。
- (4) 検査教室には、鉛筆（シャープペンシルも可、色鉛筆は不可）、消しゴム、鉛筆けずり、定規、腕時計を持参すること。分度器、コンパス等は持ちこめない。
商標以外の文字のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末などの通信機器等の持参は認めない。
- (5) 検査が始まる前に、あらかじめ用便をすませておくこと。なお、必要のあるときは、検査中でも手をあげて監督者に申し出ること。
- (6) 毎時間、指定された席に着き、机上の番号札のところに自分の受検票をおくこと。

[検査中]

- (1) 答案は、「始め」の合図で書き始め、それまでは手をつけないこと。
- (2) 答案を書く前に、受検番号を解答用紙及び問題冊子等を書くこと。氏名や小学校名など示されていないことを書いてはならない。
- (3) 答案を書くときは、問題を注意して読み、示されたとおりに書くこと。指定されていないところに書いてはならない。
- (4) 問題については、質問してはならない。ただし、印刷のはっきりしないところがあったら手をあげて監督者に申し出ること。
- (5) 検査中、話し合い、わき見、音をたてること、声を出して読むことなどをしてはならない。また、用具の貸し借りをしてはならない。
- (6) 検査中、からだの具合が悪くなったときは、手をあげて監督者に申し出ること。
- (7) 時間がきたら、「やめ」の合図で鉛筆をおくこと。

[検査後]

時間がきて退出するときは、解答用紙を室外に持ち出してはならない。問題冊子は各自で持ち帰ること。

4 入学者の選抜

- (1) 県立中学校長は、小学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の成績等を資料として、入学予定者を選抜する。
 - ① 選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。
 - ② 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって入学予定者から除外してはならない。
- (2) 県立中学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

5 入学予定者の発表

令和7年1月20日（月）までに、本人及び在籍小学校長あてに選抜結果を「親展」扱いで発送し、発表に代える。ただし、郵便事情等により上記の日付まで到着しない場合は、志願先中学校に問い合わせること。

6 入学意思の確認等

- (1) 入学予定者の保護者は、入学意思確認書（様式5-1）を志願先県立中学校長に提出する。受付期間は、令和7年1月20日（月）から1月24日（金）とする。提出方法は、期間内に必着するように簡易書留での郵送とする。持参による手続きは行わないので、郵便事情を考慮し、余裕をもって郵送すること。

入学を辞退する場合には、1月24日（金）正午までに、その旨を志願先県立中学校長へ連絡する。なお、入学意思確認書の提出がない場合は、入学を辞退したものとみなす。
- (2) 県立中学校長は、入学の意思を確認した者について、直ちに入学予定者証明書を交付する。
- (3) 入学予定者証明書の交付を受けた入学予定者の保護者は、市町立中学校に入学しない旨を、当該市町教育委員会に入学予定者証明書を持参して速やかに届け出る。ただし、長崎市立の中学校に就学予定であった長崎東中学校入学予定者、佐世保市立の中学校に就学予定であった佐世保北中学校入学予定者及び諫早市立の中学校に就学予定であった諫早高等学校附属中学校入学予定者については届け出の必要はない。
- (4) 入学意思確認書提出後に、一家転住等の事情が生じ入学を辞退する入学予定者の保護者は、速やかに当該県立中学校長に申し出る。当該県立中学校長は、当該保護者に入学辞退届書を提出させる。

なお、郵送する場合は簡易書留とする。
- (5) 各県立中学校長は、入学予定者の定員に欠員が生じた場合、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認のうえ、入学予定者に充てる。なお、欠員の補充は、令和7年1月24日（金）15時から3月31日（月）までの期間に行うこととする。

7 適性検査及び作文の得点開示

長崎県立中学校入学者選抜における適性検査及び作文の得点開示については以下のとおりである。

- (1) 開示請求を行うことができる個人情報の開示（以下「簡易開示」という。）の対象となる個人情報は長崎県立中学校入学者選抜における適性検査及び作文の得点とする。
- (2) 簡易開示の請求方法及び開示方法
 - ① 入学願書に、成績開示の希望の有無を明記することで、開示請求の意思を示したことをとする。
（注）入学願書提出後の開示請求を長崎県立中学校にすることはできない。
 - ② 選抜終了後、選抜結果通知書で希望者には通知する。
- (3) 簡易開示の請求者
簡易開示の請求は、本人に限って認めるものとする。
したがって、「成績開示」の希望の有無は、志願者本人が自署すること。